

京都市告示第 4 7 8 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市清水坂観光駐車場及び 京都市銀閣寺観光駐車場	一般財団法人 京都市都市整備公社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
京都市嵐山観光駐車場及び 京都市高雄観光駐車場	一般財団法人 京都市都市整備公社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
京都市円山駐車場	一般財団法人 京都市都市整備公社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
京都市出町駐車場	タイムズグループ	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
京都市鴨東駐車場	一般財団法人 京都市都市整備公社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
京都市御池駐車場	京都御池地下街株式会社	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

(建設局自転車政策推進室)